

平成 23 年 10 月 28 日

再生債権者各位

日本振興銀行株式会社
金融整理管財人 預金保険機構

再生計画案の変更許可申請提出のお知らせ

1. 10 月 25 日、日本振興銀行株式会社は、東京地方裁判所に対し、本年 7 月 27 日に民事再生法上の手続に基づき提出した再生計画案の一部を変更する旨の許可申請を提出しました。
2. 再生計画案の変更内容は、再生債権者に対する第一回目の弁済率を、当初の 27%から 39%に引き上げるものです。
3. これは、債権者より届出のあった債権のうち、日本振興銀行株式会社との間で争いのあった大口債権の取扱いにつき、今般合意が成立したため、当初争いの帰趨に備えて留保していた資金を、再生債権者に対する弁済原資に充当することが可能となったものです。
4. 債権者の皆様には、再生計画案の変更に関するご通知を別途お送りいたします。

以 上